

妙高市監査委員告示第 5 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を妙高市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により監査の結果を次のとおり公表します。

令和2年10月30日

妙高市監査委員 和 泉 昭 夫

妙高市監査委員 横 尾 祐 子

- 1 監査等の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査の対象 **【補助金、公の施設の指定管理者】**
一般社団法人妙高ツーリズムマネジメント、観光商工課
(令和元年度 妙高版DMO地域経営推進事業補助金及び令和元年度
妙高高原観光案内所の指定管理に関する事務 ※所管課の事務を含む)
- 3 監査の着眼点 (評価項目) 補助金及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行なわれているかどうかを主眼として監査を実施した。
- 4 監査の実施内容 あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係者からの説明聴取を行なった。
- 5 監査の実施期間 令和2年7月1日 ～ 令和2年10月29日
- 6 監査の日程
(1) 書類審査 令和2年7月27日～令和2年9月7日
(2) 事情聴取 令和2年9月29日
- 7 監査の結果
補助金に関する財務事務はおおむね適正に執行されていた。
公の施設の管理に係る指定管理に関する業務は、協定書の内容に沿っておおむね適正に処理されていた。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上の注意・検討を要する事項については、所管課に対して検討、改善を要望した。

指定管理の概要は次のとおりである。

【妙高高原観光案内所】

①指定管理者として指定する期間は、平成30年4月1日から令和4年3月31日までである。

②指定管理に関する主な業務は次のとおりである。

- ・観光案内所の利用及びその制限等に関する業務
- ・観光案内所の管理運営に関する業務
- ・観光案内所及び附属設備の維持管理に関する業務 他

③施設の概要は次のとおりである。

名 称	妙高高原観光案内所
所 在 地	妙高市大字田口309番地1
建物概要	木造 2階建て 敷地面積：1,936.09㎡ 建築面積：305.03㎡ 延床面積：274.17㎡
施設概要	案内所、コミュニケーションスペース、アウトドアショップ、更衣室、公衆トイレ、休憩室